

牛肉・豚肉の残留抗菌性物質検査

福岡市食肉衛生検査所では、と畜検査された家畜の食肉に動物用医薬品(抗菌性物質等)が残留していないかを検査しています。この検査は、病気の家畜など残留の可能性が高いものを対象として行っています。

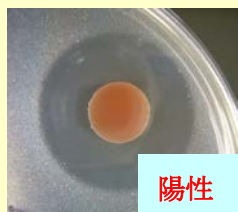
まず、腎臓を使ってスクリーニング検査と呼ばれる簡易な検査を行います。スクリーニング検査は、微生物を用いる検査(直接ディスク法:左下写真)と分析機器(右下写真)を用いる検査を併用して行います。

スクリーニング検査で残留が疑われるときは、腎臓および筋肉を分析機器等を用いてさらに詳しく検査し、どのような薬品がどのくらい含まれているかを調べます。

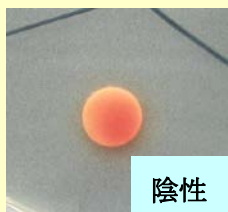
動物用医薬品等が食品衛生法の基準を超えて食肉に残留している場合は、廃棄処分となります。当検査所の検査結果は、一番下の表をご覧ください。

直接ディスク法

丸い紙(ディスク)に腎臓の液を含ませ、微生物を混ぜた培地上に一晩置きます。翌日にディスクの周囲が丸く抜けているものを陽性と判定します。陽性の場合、薬品が残留している可能性があります。



陽性



陰性

高速液体クロマトグラフ質量分析計

理化学試験室の要となる分析機器です。残留物質の種類や量を調べるのに使います。極微量な残留物質を検出できます。



平成21度～平成25度の残留抗菌性物質検査結果

		H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
牛	検査頭数※	302	321	417	409	419
	陽性頭数※	8	11	9	13	7
	枝肉廃棄頭数	1	1	1	1	2
豚	検査頭数※	623	545	517	523	413
	陽性頭数※	8	19	21	30	9
	枝肉廃棄頭数	0	2	0	1	0

※検査頭数および陽性頭数はスクリーニング検査による頭数

福岡市食肉衛生検査所

〒812-0055 福岡市東区東浜2-85-14
TEL 092-651-3404 FAX 092-651-9015